

勝央町告示第25号

勝央町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

勝央町長 水 嶋 淳 治



勝央町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、勝央町が岡山県電子入札共同利用システムを使用して発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、工事の発注に係る入札に際し、入札に参加した者が本町の積算について疑義が生じたときに、当該積算の内容の確認を申し立てる場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 入札の公告又は指名通知の後、入札の開始までの間に公表した工事設計書、図面、数量集計表、一般仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明事項並びにそれらに関する質問回答書をいう。
- (2) 予定価格等 勝央町契約規則（令和3年勝央町規則第13号）第11条に規定する予定価格及び同規則第12条に規定する最低制限価格をいう。
- (3) 金額入り設計書 前号に規定する予定価格等を定めるために作成した設計書であって、数量及び金額が記載されたものをいう。
- (4) 設計違算 積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金額入り設計

書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。

(5) 入札書提出者 有効な入札を行った者をいい、無効な入札を行った者を除く。

(6) 休日 勝央町の休日を定める条例（平成元年勝央町条例第6号）第1条第1項に規定する町の休日をいう。

（積算疑義申立ての対象）

第3条 積算疑義申立ては、町が発注する工事に係る入札を対象とし、設計図書等の設計違算についての積算疑義とする。ただし、不調又は中止となった入札は除くものとする。

（予定価格等の通知及び金額入り設計書の閲覧）

第4条 町長は、工事の入札を行ったとき（再入札が行われた場合は、再入札の開札が行われた後とする。）は、開札後速やかに入札書提出者に対し予定価格等を通知し、入札書提出者は、金額入り設計書閲覧請求書（様式第1号）を町長に提出して、産業建設部で当該入札に係る金額入り設計書を閲覧することができるものとする。

（積算疑義申立者）

第5条 積算疑義申立てのできる者は、当該工事の入札書提出者のうち、前条の規定により当該工事の金額入り設計書の閲覧を行った者に限る。

（積算疑義申立手続）

第6条 入札書提出者は、積算に対し疑義があるときは、開札終了後の翌日から起算して3日（休日の日数は算入しない。）後の正午までの間に、積算の疑義申立てをすることができる。

2 町長は、前項に規定する期限までに積算疑義申立てがなかったときは、積算疑義申立期限の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）に落札者又は落札候補者を決定し、入札手続を続行するものとする。

3 入札書提出者は、積算疑義申立てを行うときは、積算疑義申立書（様式第2

号)を町長に提出しなければならない。

(積算疑義申立てとして取り扱わないもの)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、同項の規定による積算疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札書提出者以外の者から提出されたとき。
- (2) 前条第1項に規定する積算疑義申立期間終了後に提出されたとき。
- (3) 前条第3項に規定する方法以外の方法で提出されたとき。
- (4) 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないとき。
- (5) 積算疑義の内容が具体的でない等により積算疑義申立てが特定できないとき。
- (6) 公表された設計図書等で確認できるとき。
- (7) その他入札に直接関係のないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、積算疑義として取り扱わないことが適当であると町長が認めたとき。

(確認の実施)

第8条 町長は、第6条第3項の規定により、積算疑義申立書の提出を受けたときは、速やかに工事に係る積算の内容を確認しなければならない。

(確認結果の取扱い)

第9条 町長は、前条の規定による確認結果を積算疑義申立期間の終了日から起算して3日(休日の日数は算入しない。)後までに、積算疑義申立てに係る回答書(様式第3号)により入札書提出者に通知するものとする。

2 前条に規定する積算内容の確認の結果において、設計違算がなかったことが判明した場合は、当該案件の入札を有効とし、積算疑義申立てへの回答日の翌日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)に落札者又は落札候補者を決定し、入札手続を続行するものとする。

3 町長は、前条の規定による確認の結果において、設計違算が確認された場合

は、当該入札を中止するものとする。ただし、落札者又は落札候補者に変更が生じない等の入札の公正性が妨げられていないと認められる場合を除く。

(公表)

第10条 町長は、前条の規定により入札手続を中止したときは、町のホームページで公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事等から適用する。